

令和6年(モ)第1号 文書提出命令申立事件

(基本事件 令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件)

決 定

住 所 広島県庄原市三日市町309

5

申立人(基本事件原告) 高 野 邦 夫

住 所 広島市中区上八丁堀5-5 セントラルメゾン上八丁堀1階

相手方(基本事件被告) 福 永 孝

主 文

本件申立てを却下する。

10 第1 申立ての趣旨及び理由

本件申立ての趣旨及び理由は、申立人作成の別紙文書提出命令申立書(1)、別紙文書提出命令申立書(1)の訂正願書のとおりである。

第2 相手方の意見

15

申立人が提出を求めるのは送致番号簿の原本(以下「本件文書」という。)であるが、送致番号簿の原本は残っているとすれば広島県警察にあり、相手方は所持していない。

相手方は、別件損害賠償請求事件において、広島県の訴訟代理人として送致番号簿を証拠提出したが、その際も写しで提出していた。

第3 当裁判所の判断

20

1 本件において、相手方は、本件文書の所持を争っているところ、文書提出命令の対象となる文書を相手方が所持していることについて争いがある場合には、申立人において相手方が対象文書を所持していることを証明する必要がある。

25

2 申立人は、別件損害賠償請求事件における経緯を述べるが、同主張によっても相手方の本件文書の所持が立証されているとはいえず、また、相手方は、別件損害賠償事件において、広島県の訴訟代理人として活動したにすぎないから



同事件の終了後に証拠の原本を所持しているとは考え難く、他に相手方が本件文書を所持していると認めるに足る事情もない。

3 したがって、相手方は、本件文書を所持していると認められないので、本件申立ては理由がない。

5 よって、主文のとおり決定する。

令和6年6月6日

広島地方裁判所三次支部

裁判官

岡

村

祐



これは謄本である。

前同日同庁

裁判所書記官 藤永芳真

